

労働者派遣法に基づくマージン率について

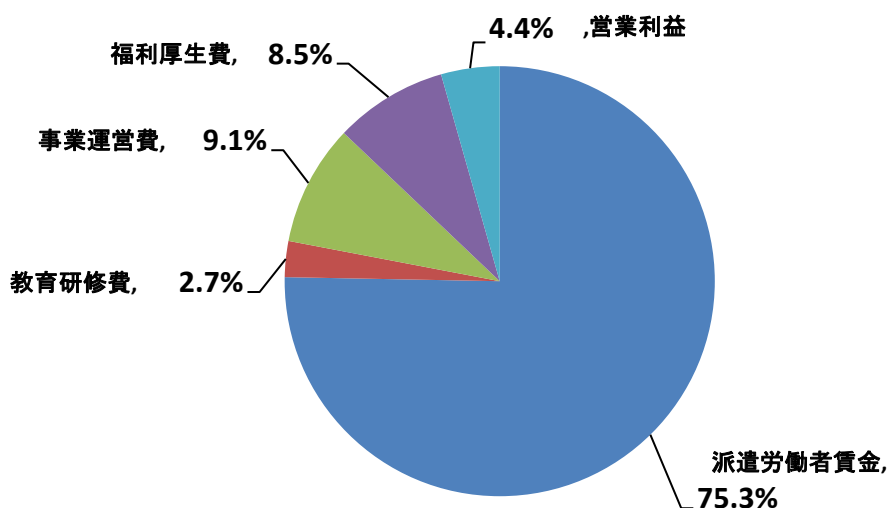
2012年10月1日付改正労働者派遣法施行に伴い、マージン率を下記のとおり公開します。

— 記 —

1. 労働者派遣法に基づく公開情報

労働者派遣者数	7人
派遣先事業所	1件
1人1日あたり労働者派遣料金	34,720円
1人1日あたり派遣労働者の賃金	26,160円
マージン率	24.7%

2. 派遣料金の内訳



3. 派遣料金の詳細

- 教育研修費
各種ISO教育（情報セキュリティ、品質、環境）、新入社員研修、階層教育（マネージャー研修、リーダー研修、中堅研修、技術研修、ビジネススキル研修）など
- 事業運営費
広告宣伝費、採用活動、旅費交通費、通信費、水道光熱費、地代家賃、開発PCやサーバーなどの設備の充実、リフレッシュコーナーやミーティングスペースの設備の充実、ISO運用費など
- 福利厚生費
各種社会保険（健康・厚生年金・雇用・労災）、慶弔見舞金、退職金共済、資格取得支援、永年勤続者表彰、会社イベント、社員旅行、スポーツなど

4. 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項

- 労使協定締結 : 締結している
- 労使協定対象労働者の範囲 : 全ての派遣労働者
- 労使協定の有効期間 : 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで